

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第1項の規定により茅ヶ崎都市計画事業寒川駅北口地区土地区画整理事業の事業計画（第8回変更）を公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告する。

なお、当該事業計画で都市計画で定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、平成29年7月16日までに神奈川県知事に意見書を提出することができる。

平成29年6月8日

寒川町長 木村俊雄

- 1 縦覧期間 平成29年6月19日（月）から  
平成29年7月 2日（日）まで
- 2 縦覧時間 午前8時30分から  
午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 寒川町役場 寒川駅周辺整備事務所  
寒川町宮山165番地